

喀痰吸引等業務の登録基準適合チェックリスト 2025年版

	登録基準チェック内容	適・否	否の場合の改善対応
1	認定特定行為従事者認定証の交付を受けた介護職員を、事業所の認定特定行為従事者名簿に記載し、県へ届出してから、当該職員に喀痰吸引等認定された行為を行わせているか。		
2	喀痰吸引等特定行為が付記された介護福祉士登録証の交付を受けた介護職員を、事業所の認定特定行為従事者名簿に記載し、県へ届出してから、当該職員に喀痰吸引等認定された行為を行わせているか。		
3	対象の者に対して申請者1名につき認定証は1枚の交付になる。行為の追加を誤って新規申請し、2枚以上の交付をうけていないか。		
4	看護師資格を有する職員を介護職員として雇用し、当該職員に喀痰吸引等特定行為を行わせるにあたり、事業所の認定特定行為従事者名簿に記載し、県へ届出してから、当該職員に喀痰吸引等認定された行為を行わせているか。 ※看護師資格を有する職員を看護師として雇用した場合は、名簿の記載は不要		
5	喀痰吸引等特定行為を実施するにあたり、対象者ごとに医師の文書による指示「 <u>喀痰吸引等医師の指示書</u> 」を受けているか。 (「 <u>喀痰吸引等医師の指示書</u> 」は6カ月以内の有効期限が定められているため、有効期限が切れる前に医師からの指示を受けることが必要)		
6	喀痰吸引等特定行為を実施するにあたり、対象者の状況及び医師の指示書を踏まえて、喀痰吸引等特定行為の実施内容を記載した「 <u>喀痰吸引等業務計画書</u> 」を対象者ごとに少なくとも1カ月に1回作成しているか。(対象者の状況に変化がある場合は1カ月を待たず変更することが必要)		
7	1・2・3 に該当する従事者が喀痰吸引等を対象者に実施することに関して、対象者本人もしくは、その家族に説明し、文書による同意「 <u>喀痰吸引等業務の提供に係る同意書</u> 」を得ているか。		
8	喀痰吸引等特定行為の実施状況に関する報告書「 <u>喀痰吸引等業務実施状況報告書</u> 」を対象者ごとに少なくとも1カ月に1回作成し、指示書を発行した主治医に報告しているか。(対象者の状況に変化がある場合は1カ月を待たず変更することが必要)		

9	喀痰吸引等特定行為を必要とする方の状態が急変した場合などに備えて、速やかに医師・看護師等に連絡するなどの急変時の対応を定めた文書「急変時等の対応に関する文書」を作成しているか。また、急変時には「急変時等の対応に関する文書」に定めたとおりの対応ができていないか。		
10	4・5・6・7・8の文書、安全委員会、ヒヤリ・ハットの事例の蓄積・分析の方法・体制など、喀痰吸引等の業務全般について定めた文書「業務方法書(マニュアル)」を作成しているか。また、業務は「業務方法書(マニュアル)」どおりに行われているか。		
11	業務内容に変更があった場合、見直しを行い、「業務方法書(マニュアル)」を修正し、県へ変更届を提出しているか。		
12	喀痰吸引等特定行為の業務を行う上で必要な上記書類6点がそれぞれの対象者ごとに全て揃っているか。		
13	医師・看護師等が対象者の状況を定期的に確認するなど、医師・看護師と連携しながら適切に業務を行っているか。		
14	安全確保のため、医師・看護師等で構成する安全委員会を設置し、定期的に職員研修を実施しているか。また、安全委員会名簿を作成しているか。		
15	認定特定行為従事者認定を受けた行為以外の医行為や、介護職員が行うことを認められていない医行為を行っていないか。		
16	喀痰吸引等特定行為の業務に必要な備品を備えるとともに、衛生的な管理を行っているか。		
17	感染症予防及び感染症発生時対応マニュアル、感染症発生時連絡網が作成されているか。また、変更があった場合、見直しを行っているか。		
18	喀痰吸引等特定行為の業務に関して知り得た情報を適切に管理しているか。		
19	喀痰吸引等特定行為の業務に関する文書が貴決められた場所に決められた期間、保管されているか。		
20	認定特定行為従事者名簿に記載のない従業者が喀痰吸引等特定行為を行っていないか。		
21	無資格者による喀痰吸引等特定行為が行われていないか。		
22	その他、県へ届出ていない変更事項はないか。		